

事 務 連 絡  
平成23年10月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(イタリア産ナチュラルチーズ)

標記については、平成21年10月28日付け食安輸発1028第5号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、腸管出血性大腸菌 O26 に係る自主検査を実施することとしていたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、イタリア産ナチュラルチーズ(別途指示する製造者で製造されたものに限る。)については、腸管出血性大腸菌 O26 に係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)平成23年10月7日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 新日本検定協会

財団法人 日本冷凍食品検査協会

財団法人 東京顕微鏡院